


株主各位

大阪市住之江区緑木1丁目4番39号
 **大丸エフエム**株式会社
代表取締役社長 古野 晃

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市住之江区緑木1丁目4番39号
当社本社6階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第66期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第8号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.gas-daimaru.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気は一部に弱さがみられるものの緩やかな回復基調が続いています。しかし、為替や株価の変動、原油価格の下落、さらに中国やアジア新興国における経済減速といった不安材料があり、景気の先行きは予断の許さない状況にあります。

このような環境のもとで、当社グループの売上高は、在宅医療、医療ガス・産業ガス事業が順調に推移したものの、LPガス事業で仕入価格に連動した販売単価が下落したことにより、16,296百万円と前年同期と比べ1,321百万円(7.5%)の減収となりました。損益面では、在宅医療機器のレンタル、医療ガス、産業ガスおよび住宅設備機器の販売増加により、売上総利益は、6,406百万円と前年同期と比べ119百万円(1.9%)の増益となり、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、910百万円と前年同期と比べ42百万円(4.9%)の増益となりました。営業外収益および営業外費用を加減算した経常利益は、956百万円と前年同期と比べ39百万円(4.4%)の増益となりました。特別利益の増加もあり、法人税、住民税および事業税等控除後の親会社株主に帰属する当期純利益は、596百万円と前年同期と比べ72百万円(13.9%)の増益となりました。

各事業の概況は次のとおりであります。

【リビング事業】

家庭用、業務用および工業用プロパンガス販売のぼっぼガス部門の売上高は、仕入価格に連動した販売単価の下落により、前年同期と比べ557百万円減収の4,289百万円となりました。

LPガスの卸売販売を中心とするエネルギー部門の売上高は、販売量は維持したものの、LPガス仕入価格に連動した販売単価の下落により、前年同期と比べ1,052百万円減収の4,086百万円となりました。

ガス器具、設備機器、供給保安設備等を販売する住宅設備部門の売上高は、産業用太陽光発電システム販売が順調に推移し、前年同期と比べ267百万円増収の3,775百万円となりました。

この結果、当事業の売上高は前年同期と比べ1,342百万円(9.9%)減収の12,152百万円となりました。

【アクア事業】

「知られず海洋深層水純水ブレンド」（エフィールウォーター）を宅配サービスにより販売するアクア事業の売上高は、ユーザー件数の減少および販売本数の減少により、前年同期と比べ41百万円（4.1%）減収の984百万円となりました。

【医療・産業ガス事業】

在宅医療機器の保守・レンタルサービスや医療ガスの販売を行う在宅・医療ガス部門の売上高は、酸素濃縮器等のレンタル台数や酸素等の医療ガスの売上が伸びたことにより、前年同期と比べ5百万円増収の1,621百万円となりました。

産業ガス、生産機材を販売する産業ガス・機材部門の売上高は、炭酸・窒素等の産業ガスが順調に推移し、前年同期と比べ56百万円増収の1,538百万円となりました。

この結果、当事業の売上高は前年同期と比べ62百万円（2.0%）増収の3,159百万円となりました。

部門別売上状況

事業区分		期 別		第65期（前連結会計年度）		第66期（当連結会計年度）	
		金 額	構成比	金 額	構成比		
事業 リ ビ ン グ	ぼっぼガス	4,846	27.5	4,289	26.3		
	エネルギー	5,139	29.2	4,086	25.1		
	住宅設備	3,508	19.9	3,775	23.2		
	小 計	13,494	76.6	12,152	74.6		
アクア事業		1,026	5.8	984	6.0		
ガ 医 ス 療 事 業 ・ 産 業 業	在宅・医療ガス	1,615	9.2	1,621	10.0		
	産業ガス・機材	1,481	8.4	1,538	9.4		
	小 計	3,097	17.6	3,159	19.4		
合 計		17,617	100.0	16,296	100.0		

(2) 設備投資および資金調達状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は682百万円であります。その主なものは、リビング事業におけるLPガス供給設備、医療・産業ガス事業における高圧ガス供給設備およびレンタル用の在宅医療機器等であります。所要資金は全額自己資金を充当いたしました。

なお、当社グループの配送業務にかかる車両のリース資産として、78百万円を計上しております。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第63期 (自 24. 4. 1) (至 25. 3. 31)	第64期 (自 25. 4. 1) (至 26. 3. 31)	第65期 (自 26. 4. 1) (至 27. 3. 31)	第66期 (当連結会計年度) (自 27. 4. 1) (至 28. 3. 31)
売 上 高	16,121 ^{百万円}	17,680 ^{百万円}	17,617 ^{百万円}	16,296 ^{百万円}
経 常 利 益	969 ^{百万円}	937 ^{百万円}	916 ^{百万円}	956 ^{百万円}
親会社株主に帰属 する当期純利益	549 ^{百万円}	521 ^{百万円}	523 ^{百万円}	596 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	69 ^円 46 ^銭	66 ^円 57 ^銭	66 ^円 85 ^銭	76 ^円 98 ^銭
総 資 産	11,876 ^{百万円}	13,381 ^{百万円}	13,528 ^{百万円}	13,302 ^{百万円}
純 資 産	8,621 ^{百万円}	9,070 ^{百万円}	9,539 ^{百万円}	9,912 ^{百万円}

(4) 対処すべき課題

当社グループは、L Pガス販売を中核とするリビング事業により発展してまいりました。「保安なくして繁栄なし」をモットーに「保安の確保」「安定供給」を追求するとともに快適で安全な暮らしのサポーターとなることを目指しております。しかしながら、L Pガスの販売環境は、省エネ機器の普及、他燃料との競合、都市ガスエリアへの人口シフトなどによる出荷量の減少といった厳しい状況にあります。

こうした環境のもと、リビング事業を維持・発展させながらアクア事業や医療・産業ガス事業を第2、第3の収益の柱にするべく経営資源を投入してまいります。

当期第66期より、「事業部門の自立」をスローガンに、各事業部門それぞれが自立できる採算性の確立を目指して企業価値向上に努めております。次期第67期につきましては、「プロ集団への変革」をサブスローガンとし、スペシャリストの育成、各部門間の情報共有や営業協力を強化し部門利益の創出を図ってまいります。

■中長期的な会社の経営戦略

当社グループは強固な経営基盤を構築するため、L Pガス部門においては、のれんの買収やM&Aにより新規販売先の獲得に努めてまいりました。また、医療・産業ガス部門においても、M&Aによるグループ会社化など拡大施策を実施し、今後はアクア部門においても同様に拡大施策を強化した取り組みを実施します。3部門それぞれの自立により、規模のメリットとともに経営の効率化、合理化を図り、3部門による利益構成を平準化し、エネルギー自由化時代を勝ち抜く企業形態を目指します。

各事業の主な課題は次のとおりであります。

<リビング事業>

1. 主力のL Pガス販売事業においては、あらためて保安意識を向上させ、お客様の安全確保を徹底し、お客様からの信用・信頼を得ることに注力し、選んでいただける会社を目指します。
2. 新電力販売事業の展開につきましては、L Pガスやアクア商品とのセット販売など、他事業との連携による拡販に努めます。
3. M&Aの推進による、L Pガス出荷量の増大や顧客数の増加を図ります。
4. スペシャリストの育成による、リフォーム事業の拡大に注力します。

<アクア事業>

1. 他部門との連携による顧客件数の増加を図ります。
2. 首都圏における顧客獲得強化とアクアボトリング山中湖工場の稼働率上昇を図ります。
3. コーヒーなどミネラルウォーター以外の商材を絡めた販売戦略を展開します。

<医療・産業ガス事業>

1. 滋賀支店、奈良営業所、近畿酸素㈱の3拠点の高圧ガス充填設備による供給体制強化に続き、阪神営業所開設による近畿圏全般における配送効率の向上と営業強化を図ります。
2. 中部、九州地区への事業所新設による営業エリアの拡大を図ります。
3. 異業種関連施設への販路拡大、植物工場などへのガス需要の開拓、新電力事業との連携による新規開拓に注力します。

なお、当期は1株当たり中間期6円50銭の配当を実施し、期末は8円50銭（普通配当6円50銭、創立65周年記念配当2円）の配当を予定しております。業績の進展

や投資状況を総合的に勘案しながら、引き続き株主還元を努め企業価値を高めてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 重要な親会社および子会社の状況(平成28年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸信ガス株式会社	20,000千円	100%	L P ガス販売
湖東ガス株式会社	32,400千円	100%	L P ガス販売
近畿酸素株式会社	10,000千円	100%	一般高圧ガス製造・販売
株式会社フモト商会	10,000千円	100%	L P ガス販売

(6) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

事業区分	取扱商品等
リビング事業	
ぼっぼガス	L P ガス (プロパンガス家庭用・業務用・工業用)
エネルギー	L P ガス (プロパンガス卸売、ブタンガス)、灯油、軽油、重油およびその他石油製品
住宅設備	ガス器具、システムキッチン、空調機器、家電製品、ソーラーシステム、リフォーム
アクア事業	ミネラルウォーター (宅配事業)
医療・産業ガス事業	
在宅・医療ガス	在宅医療機器、在宅医療用酸素、医療ガス、医療機器
産業ガス・機材	産業ガス、溶接・溶断機器、溶接材料、産業機器

(7) 主要な営業所および工場(平成28年3月31日現在)

当 社	
本 社	大阪市住之江区緑木1丁目4番39号
支 店	関東(茨城県かすみがうら市)、滋賀(滋賀県愛知郡)、 湖南(滋賀県野洲市)、京都(京都府久世郡) 大阪(大阪府岸和田市)、和歌山(和歌山県和歌山市)
営 業 所	北陸(福井県福井市)、奈良(奈良県大和高田市)、 高松(香川県高松市)、アクア東京(東京都練馬区)、 アクア大阪(大阪市住之江区)
ぼっぼガス 事業所	各支店・営業所に併設および水戸(茨城県水戸市)、 長浜(滋賀県長浜市)、彦根(滋賀県彦根市)、 近江八幡(滋賀県近江八幡市)、草津(滋賀県栗東市)、 大阪(大阪府堺市)、泉南(大阪府阪南市)、 紀北(和歌山県伊都郡)、中紀(和歌山県日高郡)
医療・産業 ガス事業所	阪神(大阪市西淀川区)、神戸(兵庫県神戸市)
アクア事業所	川崎(神奈川県川崎市)
工 場	アクアボトリング鈴鹿工場(滋賀県東近江市) アクアボトリング山中湖工場(山梨県南都留郡) ガス充填工場:各支店および奈良営業所、泉南事業所に併設
子会社	丸信ガス株式会社(愛媛県松山市) 湖東ガス株式会社(滋賀県東近江市) 彦根ホームガス株式会社(滋賀県彦根市) 近畿酸素株式会社(兵庫県西宮市) 株式会社フモト商会(愛媛県松山市)

- (注) 1. 平成28年4月1日、阪神事業所は阪神営業所に昇格いたしました。
2. 平成28年4月1日、神戸事業所は神戸営業所に昇格いたしました。

(8) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
378名[37名]	8名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を[]内に外書きしております。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
339名[36名]	8名増	42.8歳	12.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を[]内に外書きしております。

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 22,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,046,500株 (自己株式 361,225株を含む。)
- (3) 当事業年度末の株主数 2,182名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大丸エナウイン共栄会	752 ^{千株}	9.7%
E N E O S グローブ株式会社	498	6.4
大丸エナウイン社員持株会	397	5.1
株 式 会 社 パ ロ マ	295	3.8
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	277	3.6
伊 藤 吉 朝	240	3.1
青 木 尚 史	239	3.1
堀 川 産 業 株 式 会 社	225	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	179	2.3
青 木 さ か え	179	2.3

- (注) 1. 当社は、自己株式361,225株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項および定款第7条の定めにより、平成27年8月31日の当社取締役会決議に基づき、自己株式を145,200株取得いたしました。この結果、自己株式が107,593千円増加し、当事業年度末において自己株式は252,346千円となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹 川 卯三郎	
代表取締役社長	古 野 晃	
専 務 取 締 役	梶 谷 隆	医療・産業ガス事業本部長、 近畿酸素株式会社代表取締役会長
常 務 取 締 役	田 中 勝	リビング事業本部長、 湖東ガス株式会社代表取締役社長
常 務 取 締 役	青 木 尚 史	管理統轄
取 締 役	寺 村 成 男	営業管理部長
取 締 役	竹 島 実	アクア事業本部長 兼アクアボトリング鈴鹿工場長 兼アクアボトリング山中湖工場長
監査役（常勤）	明 石 賢 治	
監 査 役	松 井 大 輔	松井公認会計士事務所 所長 TONE株式会社 社外監査役
監 査 役	桑 森 章	弁護士法人桑森法律事務所 代表者

- (注) 1. 監査役松井大輔氏および桑森 章氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
2. 監査役松井大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役明石賢治氏は、14年間当社の財務部長として経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度末日後における地位および担当業務の変更
平成28年4月1日付

氏 名	変更前	変更後
田 中 勝	常務取締役 リビング事業本部長	常務取締役 リビング事業本部長 兼アクア事業本部長
竹 島 実	取締役アクア事業本部長 兼アクアボトリング鈴鹿 工場長兼アクアボトリン グ山中湖工場長	取締役アクア製造部長 兼アクアボトリング鈴鹿 工場長

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	157,799 千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22,083 千円 (9,644 千円)
合計	10名	179,882 千円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、第66回定時株主総会において決議予定の役員賞与金32,100千円(取締役7名28,500千円、監査役3名3,600千円)を含めております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額21,566千円(取締役7名19,913千円、監査役3名1,653千円)を含めております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役2名の使用人給与相当額18,234千円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
1. 監査役松井大輔氏は、松井公認会計士事務所の所長であり、また、TONE株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と松井公認会計士事務所およびTONE株式会社との間には特別の関係はありません。
 2. 監査役桑森章氏は、弁護士法人桑森法律事務所の代表者であります。なお、当社と弁護士法人桑森法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
松井 大輔	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。また、当事業年度開催の監査役会8回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。
桑森 章	当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。また、当事業年度開催の監査役会8回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行なっております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 社外役員等に関する事項

社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者を選定するまでには至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化等を踏まえ、平成28年6月29日開催予定の第66回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更議案とともに、社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 21,000千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務状況も含む）および報酬見積り額の算定根拠等が適切であるかについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員は、「コンプライアンス規定」および同規定に基づく「コンプライアンス宣言」を行動規範とし、業務分掌および職務権限規定等各種規定に基づいて職務を執行する。
- ② 内部監査機関として社長直属の監査室を設置し、業務活動が適切かつ効率的に行なわれているか定期あるいは臨時に監査する体制をとる。
- ③ 従業員および外部者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完および強化を図る。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制の整備、運用状況の評価を行なうとともに、必要に応じて改善、是正措置を講ずる。
- ⑤ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規定」その他関連規定に基づき、重要な会議の議事録や決裁書類を適切に保存・管理する。

また、情報取扱責任者を任命し、会社情報の適時、適切な開示を行なう体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規定」を定め、業務執行に係るリスクの把握と分析を行ない、適切な対応を行なうための全社的な管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役の職務が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、社長を議長とする経営審議会を定期的に開催する。

取締役会により中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、計画達成のため取締役および従業員の職務の執行が効率的に行なわれるよう、職務権限と担当業務を明確にし、取締役および各職位の権限と責任を明確にする。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規定等に基づき、当社へ事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ② 子会社に関してもコンプライアンスの確保、会計基準の同一性の確保等グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。また、監査室による監査を必要に応じて実施する。
- ③ 行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
- ④ 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、グループ全体の協力の推進を図り、グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規定」を制定する。
- ⑤ 子会社が当社と同様のコンプライアンス体制を構築するために、「内部通報規定」

により、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。

- ⑥ 子会社の取締役および使用人は、子会社においてコンプライアンス上の問題等について、内部通報制度により監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行なうとともに、意見を述べるができる。監査役は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができる。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、監査室または総務・財務部門の従業員に監査役の職務を補助させるとともに、かかる職務については、監査役の指揮命令に従うこととし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および取締役の職務執行の状況を把握するため、取締役会、経営審議会等の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ② 定期的に監査役と社長との意見交換の場を設けるほか、監査役が必要と認めた場合は他の取締役および従業員からその職務等に関する報告を受けることができる。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部門である監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査役は、監査に当たり重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の権限を有する。
- ③ 当社の取締役および使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の説明を求められた場合、およびコンプライアンス違反事項を認識した場合、速やかに監査役へ報告を行なう。また、使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行なわない。
- ④ 監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を14回開催(書面決議1回を含む。)しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規定やその他の社内規定を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底しております。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を8回開催しており、監査役相互による意見交換が行なわれております。また、監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、会計監査人ならびに監査室との間で定期的に情報交換を行なうことにより、取締役の職務執行について監査をしております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄部門である監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門およびグループ各社の内部監査を実施しております。監査結果について社長に報告を行なうとともに、監査実施部門等に要改善事項の指示を行っております。

(4) 内部統制システム

当社は、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に評価を実施しており、その結果判明した問題点につきましては、是正措置を行ない、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

(注) 1. 売上高等の金額は、消費税等を控除しております。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,423,037	流動負債	2,762,865
現金及び預金	4,258,866	支払手形及び買掛金	1,877,497
受取手形及び売掛金	2,383,512	1年内返済予定の長期借入金	18,000
商品及び製品	313,657	リース債務	77,443
繰延税金資産	79,120	未払法人税等	234,757
その他	401,456	役員賞与引当金	32,100
貸倒引当金	△13,574	その他	523,066
固定資産	5,879,443	固定負債	626,842
有形固定資産	4,323,104	長期借入金	20,170
建物及び構築物	1,136,819	長期未払金	109,985
機械装置及び運搬具	509,694	リース債務	135,294
土地	1,978,091	繰延税金負債	69,027
リース資産	198,674	役員退職慰労引当金	225,982
その他	499,824	その他	66,383
		負債合計	3,389,707
無形固定資産	1,010,495	純資産の部	
のれん	969,632	株主資本	9,818,949
その他	40,862	資本金	870,500
		資本剰余金	1,185,972
投資その他の資産	545,843	利益剰余金	8,014,823
投資有価証券	342,319	自己株式	△252,346
関係会社株式	9,400	その他の包括利益累計額	93,824
その他	195,416	その他有価証券評価差額金	93,824
貸倒引当金	△1,292	純資産合計	9,912,774
資産合計	13,302,481	負債及び純資産合計	13,302,481

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,296,741
売 上 原 価		9,890,485
売 上 総 利 益		6,406,255
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,495,281
営 業 利 益		910,974
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,097	
受 取 配 当 金	8,665	
受 取 賃 貸 料	16,205	
仕 入 割 引	4,849	
そ の 他	18,652	50,470
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,317	
売 上 割 引	864	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,164	
そ の 他	1,721	5,067
経 常 利 益		956,377
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,758	
事 業 譲 渡 益	36,000	46,758
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,255	1,255
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,001,881
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	400,609	
法 人 税 等 調 整 額	4,985	405,594
当 期 純 利 益		596,286
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		596,286

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	870,500	1,185,972	7,518,977	△144,753	9,430,696
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△100,852		△100,852
親会社株主に帰属する当期純利益			596,286		596,286
自己株式の取得				△107,593	△107,593
連結子会社の決算期 変更に伴う増減			412		412
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	495,846	△107,593	388,252
当期末残高	870,500	1,185,972	8,014,823	△252,346	9,818,949

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	108,446	108,446	9,539,142
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△100,852
親会社株主に帰属する当期純利益			596,286
自己株式の取得			△107,593
連結子会社の決算期 変更に伴う増減			412
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△14,621	△14,621	△14,621
連結会計年度中の変動額合計	△14,621	△14,621	373,631
当期末残高	93,824	93,824	9,912,774

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 丸信ガス株式会社
湖東ガス株式会社
近畿酸素株式会社
株式会社フモト商会

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 彦根ホームガス株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・会社の名称
(非連結子会社) 彦根ホームガス株式会社
(関連会社) 愛媛ベニー株式会社
株式会社ファイブスターガス
- ・持分法を適用しない理由 持分法非適用会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、近畿酸素株式会社は、決算日を1月31日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の平成27年2月1日から平成27年3月31日までの2ヶ月分の損益につきましては利益剰余金で調整しており、連結株主資本等変動計算書において、「連結子会社の決算期変更に伴う増減」に表示しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。

製品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備を除く) については定額法) を採用しております。

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間 (5年~10年) で均等償却しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,940,163千円
- (2) 投資不動産の減価償却累計額 55,228千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,046,500株
- (2) 当連結会計年度中に行なった剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	50,898千円	6.5円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	49,954千円	6.5円	平成27年 9月30日	平成27年 12月10日

- (3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	65,324千円	8.5円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

配当の原資は利益剰余金であります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については3ヶ月を超えない国債等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブなどの投機的な取引は行ないません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動を抑制するために、一部の長期借入金については、固定金利借入を利用しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	4,258,866	4,258,866	—
②受取手形及び売掛金	2,383,512	2,383,512	—
③投資有価証券			
その他有価証券	332,605	332,605	—
④支払手形及び買掛金	1,877,497	1,877,497	—
⑤未払法人税等	234,757	234,757	—
⑥長期借入金(※)	38,170	38,402	232

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

固定金利により返済している借入金の時価については、新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額9,713千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。同様に関係会社株式（連結貸借対照表計上額9,400千円）についても市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価注記には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,289円84銭

1株当たり当期純利益

76円98銭

7. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,088,944	流 動 負 債	2,564,060
現 金 及 び 預 金	4,112,713	支 払 手 形	950,794
受 取 手 形	568,498	買 掛 金	809,193
売 掛 金	1,608,949	リ ー ス 債 務	66,632
商 品 及 び 製 品	304,734	未 払 金	18,338
前 渡 金	114,145	未 払 費 用	372,307
短 期 貸 付 金	53,712	未 払 法 人 税 等	216,000
繰 延 税 金 資 産	76,008	未 払 消 費 税 等	60,761
そ の 他	261,069	前 受 金	23,666
貸 倒 引 当 金	△10,887	役 員 賞 与 引 当 金	32,100
固 定 資 産	5,879,533	そ の 他	14,266
有 形 固 定 資 産	4,012,174	固 定 負 債	552,233
建 物	844,093	長 期 未 払 金	79,249
構 築 物	169,841	リ ー ス 債 務	115,027
機 械 装 置	486,255	繰 延 税 金 負 債	69,027
車 両 運 搬 具	655	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	202,148
工 具 器 具 備 品	335,407	預 り 保 証 金	86,781
土 地	1,888,984	負 債 合 計	3,116,294
リ ー ス 資 産	169,898	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	117,036	株 主 資 本	9,758,358
無 形 固 定 資 産	414,393	資 本 金	870,500
の れ ん	374,546	資 本 剰 余 金	1,185,972
ソ フ ト ウ ェ ア	30,652	資 本 準 備 金	1,185,972
電 話 加 入 権	9,194	利 益 剰 余 金	7,954,232
投 資 其 他 の 資 産	1,452,965	利 益 準 備 金	161,000
投 資 有 価 証 券	342,319	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,793,232
関 係 会 社 株 式	592,755	特 定 資 産 圧 縮 積 立 金	144,420
出 資 金	2,197	別 途 積 立 金	6,850,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	337,430	繰 越 利 益 剰 余 金	798,812
差 入 保 証 金	36,044	自 己 株 式	△252,346
破 産 ・ 更 生 債 権 等	1,292	評 価 ・ 換 算 差 額 等	93,824
投 資 不 動 産	97,689	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	93,824
そ の 他	44,528	純 資 産 合 計	9,852,183
貸 倒 引 当 金	△1,292	負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,968,477
資 産 合 計	12,968,477		

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,384,615
売 上 原 価		9,612,465
売 上 総 利 益		5,772,149
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,894,260
営 業 利 益		877,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,848	
仕 入 割 引	4,849	
受 取 賃 貸 料	15,816	
そ の 他	10,719	77,233
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	740	
売 上 割 引	864	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,164	
そ の 他	985	3,754
経 常 利 益		951,367
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10,364	
事 業 譲 渡 益	36,000	46,364
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,255	1,255
税 引 前 当 期 純 利 益		996,477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	374,030	
法 人 税 等 調 整 額	5,616	379,646
当 期 純 利 益		616,830

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	870,500	1,185,972	1,185,972
事業年度中の変動額			
税率変更に伴う特定資産圧縮積立金の増加			
特定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当期末残高	870,500	1,185,972	1,185,972

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計
		特定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	161,000	143,232	6,380,000	754,022	7,438,254
事業年度中の変動額					
税率変更に伴う特定資産圧縮積立金の増加		2,957		△2,957	—
特定資産圧縮積立金の取崩		△1,769		1,769	—
別途積立金の積立			470,000	△470,000	—
剰余金の配当				△100,852	△100,852
当期純利益				616,830	616,830
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	1,188	470,000	44,790	515,978
当期末残高	161,000	144,420	6,850,000	798,812	7,954,232

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△144,753	9,349,973	108,446	108,446	9,458,419
事業年度中の変動額					
税率変更に伴う特定資産圧縮積立金の増加		—			—
特定資産圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△100,852			△100,852
当期純利益		616,830			616,830
自己株式の取得	△107,593	△107,593			△107,593
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			△14,621	△14,621	△14,621
事業年度中の変動額合計	△107,593	408,385	△14,621	△14,621	393,763
当期末残高	△252,346	9,758,358	93,824	93,824	9,852,183

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
なお、一部の小口商品については最終仕入原価法を採用しております。

製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

のれん

のれんの償却については、投資効果の発現する期間（5年～10年）で均等償却しております。

ソフトウェア

見込利用可能期間に每期均等額を償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 役員の退職金支給に備えるため、役員退職慰労金取扱内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,523,052千円
- (2) 投資不動産の減価償却累計額 55,228千円
- (3) 保証債務
他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行なっております。
近畿酸素株式会社（連帯保証） 38,170千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 185,418千円 |
| 長期金銭債権 | 337,430千円 |
| 短期金銭債務 | 2,593千円 |
| 長期金銭債務 | 30,000千円 |

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 723,368千円 |
| 仕入高 | 24,552千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,779千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 39,532千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 361,225株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)	
繰延税金資産	
未払費用 (賞与)	49,948千円
未払事業税	14,784千円
貸倒引当金	2,481千円
その他	8,794千円
繰延税金資産合計	76,008千円
(固定の部)	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	62,261千円
長期未払金	24,408千円
少額減価償却資産 のれん	4,055千円 8,547千円
その他	9,445千円
繰延税金資産小計	108,718千円
評価性引当額	△71,707千円
繰延税金資産合計	37,011千円
繰延税金負債	
有形固定資産	64,279千円
投資有価証券	41,759千円
繰延税金負債合計	106,038千円
繰延税金負債の純額	69,027千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,291千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,190千円、その他有価証券評価差額金額が1,899千円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	近畿酸素株式会社	直接 100%	資金の援助	利息の受取 (注2)	4,153	関係会社 長期貸付金	307,243
			役員の兼任			短期貸付金	25,308

(注1) 近畿酸素株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間15年、月賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,281円96銭

1株当たり当期純利益

79円63銭

8. その他の注記

記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千崎育利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大丸エナウィン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

大丸エナウィン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田美樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千崎育利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大丸エナウィン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、当期の監査計画等を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規定に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

大丸エナウイン株式会社 監査役会

監査役（常勤）明 石 賢 治 ㊟

社外監査役 松 井 大 輔 ㊟

社外監査役 桑 森 章 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第66期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化と今後の事業展開のための内部留保、安定的な配当維持などを総合的に勘案し、また、当期につきましては、平成28年2月16日に創立65周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円50銭

(うち普通配当6円50銭、創立65周年記念配当2円)

総額65,324,838円を利益剰余金から配当いたします。

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき15円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日(期末配当金の支払開始日)

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、企業体質の強化と今後の事業展開に備えて内部留保を充実させるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 480,000,000円

② 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 480,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。
- ② 業務執行を行なう取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するものであります。
- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行なわない取締役と責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行なうものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)

第3章 株主総会

第11条～第16条（条文省略）

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第17条 当社の取締役は12名以内とする。

（新設）

（選任の方法）

第18条 取締役は、株主総会で選任する。

② （条文省略）

③ （条文省略）

（任期）

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

（新設）

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了するときまでとする。

（新設）

（代表取締役および役付取締役）

第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

第3章 株主総会

第11条～第16条（現行どおり）

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（選任方法）

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② （現行どおり）

③ （現行どおり）

（任期）

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（削除）

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

第23条～第24条 (条文省略)

(取締役会の決議の方法等)

第25条 (条文省略)

② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該事項について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

② 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条～第24条 (現行どおり)

(取締役会の決議方法等)

第25条 (現行どおり)

② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

(新 設)

(重要な業務執行の決定の委任)
第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(新 設)

(取締役の責任免除)
第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任の方法)

第28条 監査役は、株主総会で選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第5章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会規定)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第6章 計 算

第36条～第38条 (条文省略)

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(削 除)

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行なう。

第6章 計 算

第34条～第36条 (現行どおり)

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たけがわ うさぶろう 竹川 卯三郎 (昭和23年12月25日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役滋賀支店長 平成12年4月 当社取締役管理本部長 平成12年6月 当社常務取締役管理本部長 平成15年6月 当社専務取締役管理本部長 平成17年4月 当社専務取締役管理本部長 兼経営戦略室長 平成18年4月 当社専務取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成25年4月 当社代表取締役会長 現在に至る	47,866株
2	ふるの あきら 古野 晃 (昭和28年4月1日生)	昭和46年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役滋賀支店長 平成20年6月 当社常務取締役滋賀支店長 平成23年4月 当社常務取締役リビング事業本部長 平成23年6月 当社専務取締役リビング事業本部長 平成25年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	29,766株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p style="text-align: center;"> <small>ますたに</small> <small>たかし</small> 榎谷 隆 (昭和27年8月23日生) </p>	<p>昭和54年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役和歌山支店長 平成17年10月 当社取締役 大阪支店副支店長 平成18年4月 当社取締役大阪支店長 平成22年4月 当社取締役 医療・産業ガス事業本部 長兼大阪支店長 平成23年6月 当社常務取締役 医療・産業ガス事業本部 長兼大阪支店長 平成24年4月 当社常務取締役 医療・産業ガス事業本部 長 平成26年6月 当社専務取締役 医療・産業ガス事業本部 長 現在に至る (重要な兼職の状況) 近畿酸素株式会社 代表取締役会長</p>	22,324株
4	<p style="text-align: center;"> <small>たなか</small> <small>まさる</small> 田中 勝 (昭和29年6月15日生) </p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 エネルギー事業本部副本 部長兼エネルギー・住設 部長 平成19年4月 当社取締役 エネルギー事業本部長 平成20年4月 当社取締役 リビング事業本部長 平成23年4月 当社取締役滋賀支店長 平成23年6月 当社常務取締役 滋賀支店長 平成25年4月 当社常務取締役 リビング事業本部長 平成28年4月 当社常務取締役 リビング事業本部長 兼アクア事業本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 湖東ガス株式会社 代表取締役社長</p>	21,772株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	青木 尚史 (昭和28年8月26日生)	昭和58年2月 当社入社 平成10年4月 当社総務部長 平成16年10月 当社湖南支店長 平成18年4月 当社社長付 平成18年6月 当社監査役 平成21年6月 当社取締役 総務部長兼情報企画部長 平成23年8月 当社取締役総務部長 平成24年4月 当社取締役 管理統轄兼総務部長 平成25年6月 当社常務取締役 管理統轄兼総務部長 平成26年4月 当社常務取締役管理統轄 現在に至る	239,960株
6	寺村 成男 (昭和28年10月10日生)	昭和51年3月 当社入社 平成16年4月 当社関東支店副支店長 平成16年10月 当社総務部長 平成21年4月 当社総務部長 兼営業管理部長 平成21年6月 当社取締役 営業管理部長 現在に至る	17,900株
7	竹島 実 (昭和29年1月3日生)	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社大阪支店副支店長 平成19年4月 当社アクアボトリング 工場長 平成23年4月 当社アクアボトリング 鈴鹿工場長兼アクアボ トリング山中湖工場長 平成23年6月 当社取締役 アクアボトリング鈴鹿 工場長兼アクアボトリ ング山中湖工場長 平成26年6月 当社取締役 アクア事業本部長兼 アクアボトリング鈴鹿 工場長兼アクアボトリ ング山中湖工場長 平成28年4月 当社取締役 アクア製造部長 兼アクアボトリング 鈴鹿工場長 現在に至る	13,262株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	あかし けんじ 明石 賢治 (昭和29年3月19日生)	昭和59年8月 当社入社 平成10年4月 当社財務部長 平成24年4月 当社理事(財務担当) 平成24年6月 当社監査役 現在に至る	8,300株
2	まつい だいすけ 松井 大輔 (昭和43年12月17日生)	平成8年4月 公認会計士登録 平成12年7月 監査法人トーマツ入所 平成20年10月 監査法人トーマツ退職 平成20年11月 松井公認会計士事務所開設 平成21年6月 税理士登録 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) TONE株式会社 監査役	4,400株
3	くわもり 桑森 ひとみ (昭和30年10月14日生)	平成4年3月 弁護士登録、 阪神法律事務所入所 平成20年10月 弁護士法人桑森法律事務所設立、代表者 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 松井大輔氏および桑森ひとみ氏は社外取締役候補者であります。
 3. 松井大輔氏および桑森ひとみ氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員の候補者として指定し、同取引所へ届け出ております。
 4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性について
 ① 松井大輔氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査やM&Aにおける財務調査、J-SOXコンサルティングなど経験が豊富であり、こうした財務・会計に関する専門的な知見から、客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけるものと期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の特定関係事業者の業務執行者あるいはその親族にはあたりません。
 ② 桑森ひとみ氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な実務経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有しておられることから、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査および取締役会に対する有益な意見をいただけることが期待できるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の特定関係事業者の業務執行者あるいはその親族にはあたりません。

5. 第2号議案「定款一部変更の件」および本議案が原案どおり承認可決され、明石賢治氏、松井大輔氏、桑森ひとみ氏が監査等委員である取締役役に就任した場合、当社は3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第56回定時株主総会において年額160百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額200百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしますと存じます。

現在の取締役は7名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって監査役を退任される桑森 章氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
くわもり あきら 桑 森 章	平成23年6月 当社監査役 現在に至る

第8号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額32,100千円（取締役分28,500千円、監査役分3,600千円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役および監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

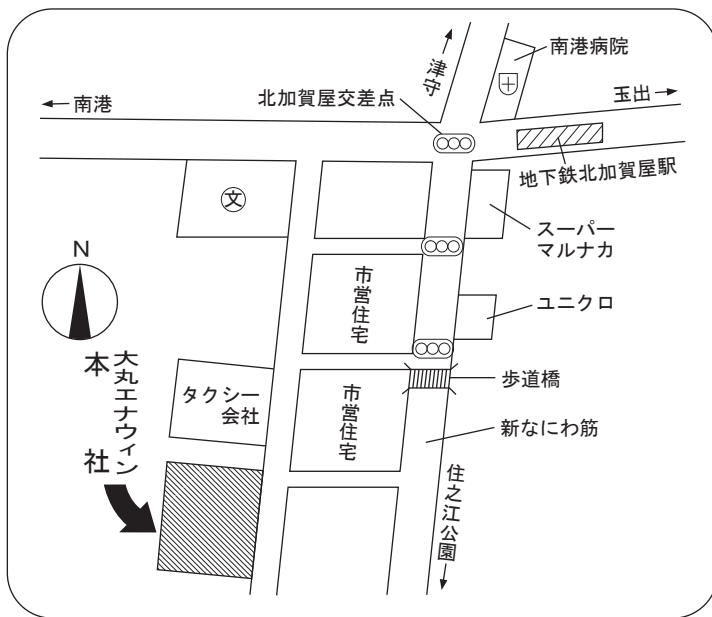
以 上

株主総会会場のご案内

大丸エナウィン株式会社 本社 6階会議室

大阪市住之江区緑木1丁目4番39号

電話(06)6685-5101



交通機関

地下鉄(四ツ橋線)北加賀屋駅(3番出口)下車 徒歩約10分
※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからず
ご了承くださいますようお願い申し上げます。